

加工食品の法第11条第3項への基準適合性に係る告示改正について

1 概要

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度の導入に伴い、平成17年厚生労働省告示第499号による改正後の食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）第1食品の部 A 食品一般の成分規格10において、当該告示において成分規格が定められている食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該食品の原材料たる食品が当該成分規格に適合するものでなければならないとされている。

また、食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について（平成17年11月29日食安発第1129001号。以下「施行通知」という。）において、加工食品の原材料が成分規格に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに成分規格に適合するものと解されるとされているところである。

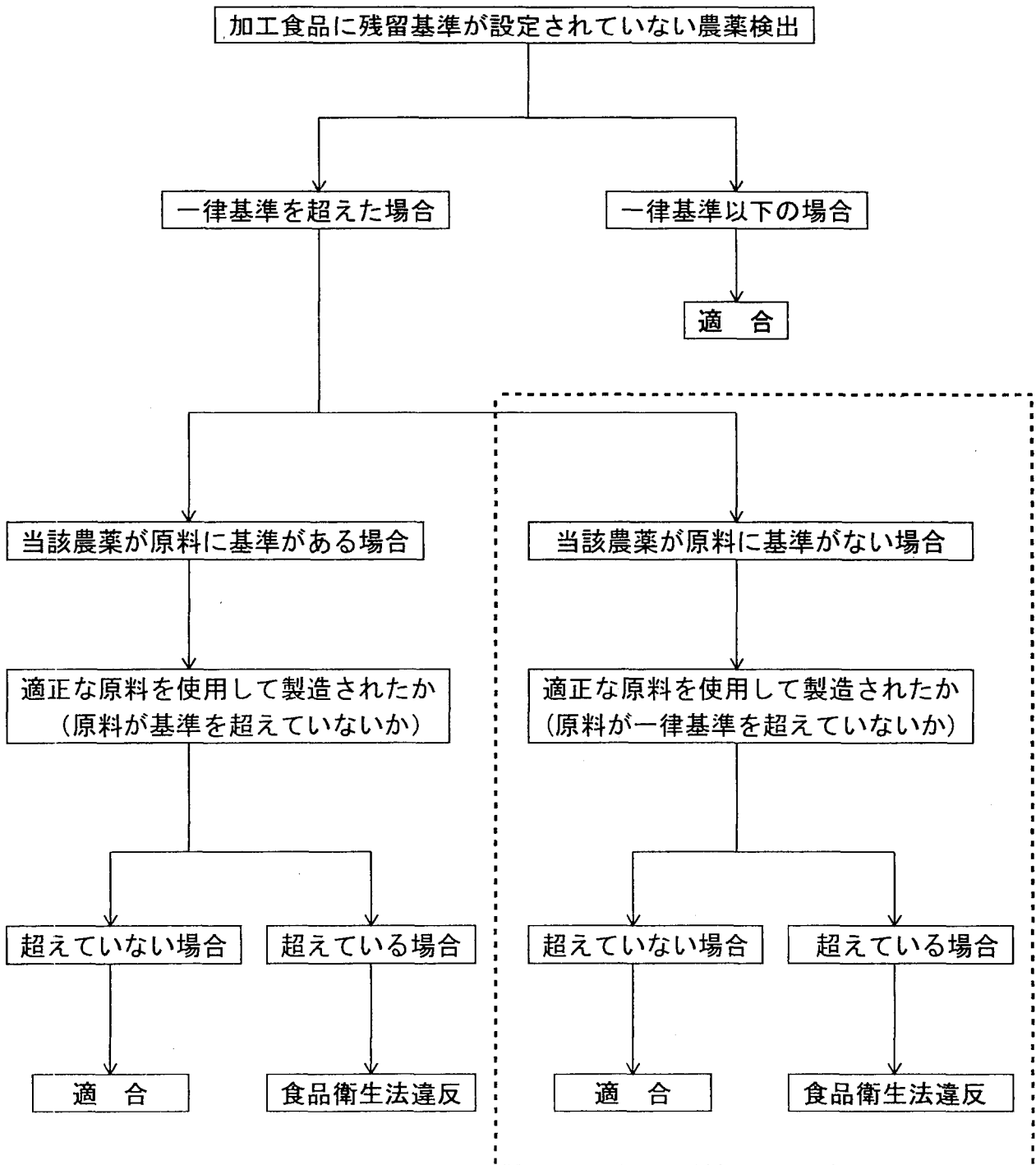
しかしながら、告示において成分規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、その取扱いについて告示及び施行通知において明確に示されていない。

このため、告示において成分規格が定められていない食品を原材料として製造され、又は加工される食品についても、当該加工食品の原材料に残留する農薬等が食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えていなければ、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに成分規格に適合するものとして 取扱う旨の解釈を明確にするために、告示の規定の追加を行う。

2 告示改正スケジュール

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 平成18年12月11日 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会への報告 |
| 18日 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会への報告 |
| 12月中 | パブコメ開始 |
| 1月中 | パブコメ終了 |
| 2月末 | 告示、施行 |

加工食品で基準値の設定されていない農薬等の残留基準の規制について



* 点線で囲んだ部分が今回の告示予定部分。

(参考)

○ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）～抜粋～

- 10 6又は9に定めるもののほか、6から9までにおいて成分規格が定められている食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該製造され、又は加工される食品の原材料たる食品が、それぞれ6から9までに定める成分規格に適合するものでなくてはならない。

○ 食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について（平成17年11月29日付け食安発第1129001号）～抜粋～

第2 改正及び制定の要旨

3 残留基準告示関係

(8) 改正後の一般規則の10について

法第11条第3項の施行により、すべての食品が一律基準の対象となるため、同条第1項に基づく食品規格が定められていない加工食品についても一律基準の規制対象となるのが原則であるが、当該加工食品の原材料が食品規格に適合していれば、当該加工食品についても当該食品に残留する農薬等の残留値によらずに食品規格に適合するものと解し、一律基準の規制対象とならないものとして扱うこと。

加工食品について、既に科学的検討がなされているものについては、9において食品規格を定めてあり、今後も必要に応じて9に新たな規格を規定していくこととなること。

コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会(TFFBT) 第6回会議の結果概要について

厚生労働省医薬食品局
食品安全部国際食品室

1. 日 時:平成18年11月27日(月)～12月1日(金)
2. 場 所:幕張メッセ国際会議場(千葉市)
3. 参加国:39ヶ国
4. 参加機関:16団体
5. 参加総数:176名

6. 主な合意内容

- (1) 「組換えDNA動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン 原案」については、概ねステップ4にとどめることとし、当該ガイドライン原案中の「抗生物質耐性マーカー遺伝子の利用」に関する条項についてのみ、平成19年はじめにFAO/WHO 専門家会議において検討がなされる予定であることも踏まえ、ステップ3として加盟各国の意見を求め、次回会合において集中的に審議することで合意がなされた。
- (2) 「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書:栄養又は健康に資する組換えDNA植物由来食品の安全性評価 原案」については、ステップ2/3に戻し、カナダを議長とする作業部会を改めて設置(日本参加)して検討することとされた(作業部会は平成19年4月にオタワで開催予定)。
- (3) 「主食作物の比較成分分析に関する討議資料」(インド提案)については、FAOやOECDなどの他の国際機関における同作業の取り組みを踏まえ、新規検討課題としては取り扱わないこととなった。
- (4) 「バイオテクノロジー応用食品の流通後のサーベイランスに関する討議資料」(メキシコ提案)については、上記(2)の付属文書との関連性もあるため、新規検討課題としては取り扱わないこととなった。
- (5) 「遺伝子組換えワクチン接種を施された動物由来食品の安全性評価に関する討議資料」(ケニア提案)については、ワクチン自体が動物用医薬品であるとの観点から、残留動物用医薬品部会(CCRVDF)へ付託されることとなり、新規検討課題としては、取り扱わないこととなった。
- (6) 「組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書:組換えDNA植物の低レベルの存在 新規作業提案」(米国提案)については、米国、ドイツ及びタイを共同議長とする作業部会を設置(日本参加)し、食品中に組換えDNA植物が低レベルで存在する場合の安全性評価と各国における安全性審査に関する情報を共有するシステムについて、議論がなされることとなった。なお、当該新規作業については、平成19年7月に行われる第30回コーデックス総会での承認を経て、正式に作業が開始されることになっている。

(7) その他

- ① 第7回会議は、平成19年9月24日(月)から28日(金)まで、日本(幕張メッセ)において開催される予定である。
- ② 第7回会議議題案
 - ・「組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン 原案」
 - ・「組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書:栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価 原案」
 - ・「組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書:組換え DNA 植物の低レベルの存在 原案」